

グッドスキルマークの表示を希望する製品等の募集要項（平成 30 年度）

1. グッドスキルマークの目的・概要

特級技能士、一級技能士又は単一等級の技能士（以下「一級技能士等」という。）が技能を駆使した製品・建築物・役務の提供（以下、「製品等」という。）に表示するロゴマーク（以下「グッドスキルマーク」という。）は、これを表示することにより、直接、消費者に対して、一級技能士等が技能を駆使した製品等について、技能が活かした付加価値の高い製品等であることを広く周知することを目的とします。

2. グッドスキルマークを表示することが可能な製品等

- (1) グッドスキルマークを表示することが可能な製品等は、下記 4. の①・②の両方に該当し、かつ 3. (1) に規定するグッドスキルマーク事務局（以下「事務局」という。）の長（以下「事務局長」という。）から認定された製品等（以下「グッドスキルマーク認定製品等」という。）に限られます。
- (2) グッドスキルマーク認定製品等がグッドスキルマークを表示することが可能な期間は認定を受けてから 10 年間です（例：平成 30 年 10 月 1 日認定日の場合、平成 40 年 9 月 30 日迄有効）。

3. グッドスキルマーク審査・認定業務実施体制

- (1) 厚生労働省委託事業「若年技能者人材育成支援等事業」（以下「委託事業」という。）における中央技能振興センター（以下「センター」という。）業務の受託事業者は、本事業を実施するための事務局を置き、グッドスキルマーク表示の対象となる製品等に係る申請様式等申請書類一式（以下「申請書類一式」という。）に係る確認、認定行為及び認定証の交付等の業務を行います。
- (2) 委託事業の受託者に置かれる地域技能振興コーナーは、事務局の支援を行うため、グッドスキルマークの周知、グッドスキルマーク申請者の掘り起こし、申請の受付及びセンターへの関係書類の送付、種々の質問に対するセンターへの取次ぎ等を行います。
- (3) 事務局は、商標等に詳しい有識者等で構成されるグッドスキルマーク審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置、開催します。審査委員会は事務局から提案された申請書類一式に係る審査を行い、その認証の可否について事務局長に対して報告します。事務局長は、審査委員会からの報告を受け、認定又は否認を行います。

4. グッドスキルマーク表示の対象となる製品等の範囲

以下の要件をすべて満たした製品等をグッドスキルマーク表示の対象とします。

- ① 技能検定職種による技能と関係のある技能を駆使した製品等であること。
- ② 一級技能士等が製品等の完成までの全工程において一貫して関与し、技能を駆使した製品等であること。

製品等によっては、全工程のうち一部分、一級技能士等が関与していない場合であっても、当該部分を一級技能士等に相当する者又は責任をもって製品等の完成を担保できる者が関与している場合に限り、一級技能士等が製品等の完成までの全工程において一貫して関与した製品等であることとすることができます。

したがって、一級技能士等が製作に関わった旨の判断が困難な生産工程の一部分に関わる工業製品等の場合、又はそれに相当するとみなされる場合については対象としないこととします。

5. 申請書類一式

(1) グッドスキルマークの表示を希望し、その旨を申請する製品等（以下「グッドスキルマーク申請製品等」という。）を製作している一級技能士等又は当該一級技能士等を現に雇用している事業者等（以下「グッドスキルマークの表示を希望する事業者等」という。）は、グッドスキルマーク申請製品等について申請する場合、別添「グッドスキルマーク認定申請書（様式第1号）」等に必要事項を記載のうえ、事務局へ提出することを原則とします。

(2) グッドスキルマークの表示を希望する事業者等は、5. (1)の方法により事務局に申請する際、様式第1号等、下記①～⑤の書類等をすべて提出してください。

- ① グッドスキルマーク認定申請書（様式第1号）（前述）
- ② 一級技能士等本人の該当職種の技能検定合格証書の写し
- ③ ②に係る一級技能士等が在籍する旨の労働者名簿等（申請者本人が組織に属していない場合等、労働者名簿等が省略可能な場合がある。）
- ④ グッドスキルマーク申請製品等に係る成果物や作業風景が確認できる画像1点以上（写真、DVD、CD-ROM、USB等の媒体は問いません）

なお、②及び③は一級技能士等が実在・在籍する旨の確認を行うため、④はグッドスキルマーク申請製品等が実在のものである旨の確認を行うため提出していただくものです。

6. 申請方法

グッドスキルマークの表示を希望する事業者等は、平成30年9月26日から平成31年1月17日（消印有効）迄の間に、申請者が所在する地域を管轄する地域技能振興コーナー（巻末参照）に対して郵送にてグッドスキルマーク申請製品等の申請を行ってください。

7. グッドスキルマーク認定製品等の認定手順

- (1) 地域技能振興コーナーはグッドスキルマークの表示を希望する事業者等から提出された申請書類一式を取りまとめ、写しを保存するとともに原本を平成31年1月23日（消印有効）迄の間に、センターに送付します。
- (2) 事務局は、グッドスキルマークの表示を希望する事業者等から提出された申請書類一式について、グッドスキルマーク申請製品等が4. ①・②の両方の要件を満たしていることに疑義が生じた場合等において、必要に応じ、直接、グッドスキルマークの表示を希望する事業者等に対し電話等により情報を収集し、内容の確認を行うこととします。
- (3) 事務局長は、平成31年1月17日（消印有効）迄の間に全国から提出された申請書類一式について、平成31年3月20日迄の間に1回以上審査委員会を開催し、これに諮ったうえで、各々のグッドスキルマーク申請製品等に係る認証の可否について報告を受けます。

- (4) 事務局長は、審査委員会から認証の可否について報告を受けた後、当該報告に基づき、グッドスキルマーク申請製品等に対するグッドスキルマークの表示について、平成 31 年 3 月 31 日迄の間に認定又は否認を行うとともに、グッドスキルマーク認定製品等を製作している事業者等（以下「認定事業者等」という。）に対しては「グッドスキルマーク申請製品等に対する認定通知書（様式第 2 号）」及び「グッドスキルマーク認定証（様式第 3 号）」を、否認された事業者等に対しては「グッドスキルマーク申請製品等に対する否認通知書（様式第 4 号）」を、それぞれ送付します。
- (5) グッドスキルマークの適切な使用を図るために、別添「グッドスキルマーク使用契約書（案）（様式第 5 号）」により、事務局長と認定事業者等との間でグッドスキルマーク使用契約を締結します。
- (6) 事務局は、全国のグッドスキルマーク認定製品等について整理した別添「グッドスキルマーク認定製品等台帳（様式第 6 号）」を速やかに作成または更新し、センターが運営・管理を行っているホームページ等において適宜一般開示・公表します。

8. 追加認定・認定内容の変更

グッドスキルマーク認定製品等について、新たな商品の開発等により二製品目以降の追加認定申請を行いたい場合や、当初登録した一級技能士等の住所変更や技能検定資格の追加、一級技能士等の異動や死去に伴う内容の変更等、追加認定や認定内容の変更を申請される場合は、5. 申請書類一式のうち、追加・変更箇所を追記した様式第 1 号及びその他関係する添付書類等を提出することにより申請してください（別添様式第 1 号「記入に当たっての留意事項」参照）。

9. 契約の解除等

次の事項のいずれかに該当する場合は、グッドスキルマーク使用契約の解除その他必要な法的措置を行うことがあります。

- ① 申請時点と異なる製造工程や製造方法を導入した等の場合であって、その全工程に渡って一貫して一級技能士等が関与しているか改めて確認が必要と認められる場合
- ② 申請時点と異なる形状、品質であって、その全工程に渡って一貫して一級技能士等が関与しているか改めて確認が必要と認められる場合
- ③ グッドスキルマークの形状や表示すべき文字を改変して使用した場合
- ④ 申請時点と製造工程や製造方法等に変更はなくとも、その製品等の全部又は一部に一級技能士等が関わらなくなった場合
- ⑤ 会社の合併、分社化、製品等のライセンスの売却などによりグッドスキルマーク認定事業者等とは異なる事業者等が、その製品等の製造に携わることとなった場合
- ⑥ 法令の改廃等により関係法令の基準を満たさなくなった場合
- ⑦ 不正にグッドスキルマークを使用した場合

不正にグッドスキルマークを使用するとは、グッドスキルマーク認定製品等以外の製品等にグッドスキルマークを表示した場合、グッドスキルマークを他の事業者に譲渡し使用させた場合、認定の目的と異なる使用方法により使用する場合、グッドスキルマーク認定製品等以外の製品等についてグッドスキルマークが表示されていると故意に誤解を与える方法により宣伝等を行った場合等が該当する。

なお、有効期間の満了までの間にグッドスキルマーク事業実施要領等の改定が行われた場合であっても、当該製品等が審査時の認定要件を満たしている限り、その認定は有効となる。

- ⑧ 虚偽の記載等により申請を行った場合又は法令の違反等により認定要件を満たしていない場合
- ⑨ 使用契約書の各条項のいずれかに違反したとき、その他事務局長がグッドスキルマークの使用が適当でないと認める場合

10. 個人情報の扱い

本募集に基づき事務局等が収集した個人情報は、個人情報保護法の趣旨に則り適切に管理します。

11. その他

本募集要項の記述だけでは判断ができない事例等が生じた場合につきましては、事務局長が審査委員会若しくは厚生労働省又はその両方と協議のうえ、適宜判断または決定することとします。

(別添 様式)

- (1) グッドスキルマーク認定申請書 (様式第 1 号)
- (2) グッドスキルマーク申請製品等に対する認定通知書 (様式第 2 号)
- (3) グッドスキルマーク認定証 (様式第 3 号)
- (4) グッドスキルマーク申請製品等に対する否認通知書 (様式第 4 号)
- (5) グッドスキルマーク使用契約書 (案) (様式第 5 号)
- (6) グッドスキルマーク認定製品等台帳 (様式第 6 号)

附則 本募集要項は平成 30 年 9 月 26 日から施行します。

都道府県地域技能コーナー一覧

番号	都道府県コーナー名	郵便番号	公開用住所	電話番号
01	北海道技能振興コーナー	003-0005	札幌市白石区東札幌5条1丁目1-2 北海道立職業能力開発支援センター内	011-825-2387
02	青森県技能振興コーナー	030-0122	青森市大字野尻字今田43-1 青森県立青森高等技術専門校内	017-738-5561
03	岩手県技能振興コーナー	028-3615	岩手県紫波郡矢巾町南矢幅10-3-1 岩手県立産業技術短期大学校内	019-613-4622
04	宮城県地域技能振興コーナー	981-0916	仙台市青葉区青葉町16-1	022-727-5380
05	秋田県技能振興コーナー	010-1601	秋田市向浜1-2-1 秋田県立技術専門学校 職業訓練センター内	018-874-7135
06	山形県技能振興コーナー	990-2473	山形市松栄2-2-1	023-645-3131
07	福島県技能振興コーナー	960-8043	福島市中町8-2 福島県自治会館5F	024-522-3677
08	茨城県技能振興コーナー	310-0005	水戸市水府町864-4 茨城県職業人材育成センター内	029-221-8647
09	栃木県技能振興コーナー	320-0032	宇都宮市昭和1-3-10 (県庁舎西別館)	028-612-3830
10	群馬県技能振興コーナー	372-0801	伊勢崎市宮子町1211-1	0270-23-7761
11	埼玉県地域技能振興コーナー	330-0074	さいたま市浦和区北浦和5-6-5 埼玉県浦和合同庁舎5F	048-814-0011
12	千葉県技能振興コーナー	261-0026	千葉市美浜区幕張西4-1-10	043-296-7860
13	東京都技能振興コーナー	102-8113	千代田区飯田橋3-10-3 東京しごとセンター7F	03-5211-2357
14	神奈川県技能振興コーナー	231-0026	横浜市中区寿町1-4 かながわ労働プラザ6F	045-633-5403
15	新潟県技能振興コーナー	950-0965	新潟市中央区新光町15-2 新潟県公社総合ビル4F	025-283-2155
16	富山県技能振興コーナー	930-0094	富山市安住町7-18 安住町第一生命ビル3F	076-432-8870
17	石川県技能振興コーナー	920-0862	金沢市芳斉1-15-15 石川県職業能力開発プラザ3F	076-254-6487
18	福井県地域技能振興コーナー	910-0003	福井市松本3-16-10 福井県職員会館ビル内	0776-27-6360
19	山梨県技能振興コーナー	400-0055	甲府市大津町2130-2	055-243-4916
20	長野県技能振興コーナー	380-0836	長野市大字南長野南県町688-2 長野県婦人会館3F	026-234-9080
21	岐阜県技能振興コーナー	509-0109	各務原市テクノプラザ1-18 岐阜県人材開発支援センター内	058-379-0521
22	静岡県地域技能振興コーナー	424-0881	静岡市清水区楠160	054-344-0202
23	愛知県技能振興コーナー	451-0035	名古屋市西区浅間2-12-19 服部ビル2F	052-524-2075
24	三重県技能振興コーナー	514-0006	津市広明町112-5 第3いけだビル4F	059-225-1817
25	滋賀県技能振興コーナー	520-0865	大津市南郷5丁目2-14	077-537-1213
26	京都府技能振興コーナー	612-8416	京都市伏見区竹田流池町121-3 京都府立京都高等技術専門校内	075-642-5075
27	大阪府地域技能振興コーナー	550-0011	大阪市西区阿波座2-1-1 大阪本町西第一ビルディング6F	06-4394-7833
28	兵庫県技能振興コーナー	650-0011	神戸市中央区下山手通6-3-30 兵庫勤労福祉センター1F	078-371-2047
29	奈良県技能振興コーナー	630-8213	奈良市登大路町38-1 奈良県中小企業会館2F	0742-24-4127
30	和歌山県技能振興コーナー	640-8272	和歌山市砂山南3丁目3番38号 和歌山技能センター内	073-499-6484
31	鳥取県技能振興コーナー	680-0845	鳥取市富安2丁目159 久本ビル5F	0857-30-0708
32	島根県技能振興コーナー	690-0048	松江市西嫁島1-4-5 SPビル2F	0852-61-0051
33	岡山県技能振興コーナー	700-0824	岡山市北区内山下2-3-10	086-225-1580
34	広島県技能振興コーナー	730-0052	広島市中区千田町3-7-47 広島県情報プラザ5F	082-245-4020
35	山口県地域技能振興コーナー	753-0051	山口市旭通り二丁目9-19	083-922-8646
36	徳島県技能振興コーナー	770-8006	徳島市新浜町1-1-7	088-662-1974
37	香川県地域技能振興コーナー	761-8031	高松市郷東町587-1 地域職業訓練センター内	087-882-2910
38	愛媛県技能振興コーナー	791-1101	松山市久米窪田町487-2 愛媛県産業技術研究所 管理棟2F	089-961-4077
39	高知県技能振興コーナー	781-5101	高知市布師田3992-4 高知県立地域職業訓練センター内	088-846-2303
40	福岡県技能振興コーナー	813-0044	福岡市東区千早5-3-1 福岡人材開発センター2F	092-681-2110
41	佐賀県技能振興コーナー	840-0814	佐賀市成章町1-15	0952-24-6667
42	長崎県技能振興コーナー	851-2127	西彼杵郡長与町高田郷547-21 技能・技術向上支援センター内	095-883-1671
43	熊本県技能振興コーナー	861-2202	上益城郡益城町田原2081-10 電子応用機械技術研究所内	096-289-5015
44	大分県技能振興コーナー	870-1141	大分市大字下宗方字古川1035-1 大分職業訓練センター内	097-542-6441
45	宮崎県技能振興コーナー	889-2155	宮崎市学園木花台西2-4-3 宮崎県技能検定センター内	0985-58-1570
46	鹿児島県技能振興コーナー	892-0836	鹿児島市錦江町9-14	099-226-3240
47	沖縄県技能振興コーナー	900-0036	那覇市西3-14-1	098-894-3231

グッドスキルマーク認定申請書

申請日 年 月 日

一級技能士等が製作した製品等に表示するロゴマーク(グッドスキルマーク)事務局長 殿

私は以下のとおり、一級技能士等(注1)が技能を駆使した製品等に表示するロゴマーク(グッドスキルマーク)について認定申請を行います。

また、今回申請する製品等は私が自ら下記の技能を駆使し、その製品等の完成までの工程において、私が一貫して関与し、技能を駆使した製品等であることを申告いたします。

なお、公開項目(※印)としたものは、中央技能振興センターが運営・管理するホームページや種々資料等で制度周知のために開示・公表されることを承諾いたします。

*選択項目の場合は、□に✓印又は■を入れてください。

申請種別	☐ 新規	☐ 追加申請	☐ 変更	☐ 登録解除
※認定番号(中央技能振興センター記入欄)				

<申請する製品等を製作する一級技能士等の情報>

ふりがな ※氏 名	姓		名		印	性別	☐ 男 ☐ 女
生年月日	西暦 年 月 日 [歳]						
現住所 全ての申請者が記入	〒						
	電話番号:		FAX番号:				
	携帯電話:		E-mail:				
勤務先 自営でなく企業等に所属する場合は記入	名称:						
	〒						
	電話番号:		FAX番号:				
	携帯電話:		E-mail:				

※申請する製品等に対して技能を駆使する一級技能士等が所有する技能検定資格(特級・1級・単一等級の種別(注2))

()級	()職種	()作業	()年度取得
()級	()職種	()作業	()年度取得
()級	()職種	()作業	()年度取得

※今回申請する製品等の概要(注3)

今回申請する製品等の詳細な内容・商品名等
今回申請する製品等へのグッドスキルマーク表示方法(注4)

【該当する場合のみ記入】＜一級技能士等と申請者が異なる場合の申請者情報＞（注5）

ふりがな 申請者氏名	姓		名		印	
事業所情報	名称:					
	〒					
	電話番号:			FAX番号:		
	携帯電話:			E-mail:		

【該当する場合のみ記入】＜企業・事業所等の名称の開示・公表を希望する場合の申請者情報＞

公開項目（※印）の「一級技能士等氏名」「技能検定資格」及び「申請する製品等の概要」と同様に以下の事項について開示・公表を希望される場合は、□にチェックのうえ、それぞれの欄に記載をお願いします。
 なお、上記開示・公表については、中央技能振興センターが運営・管理を行っているホームページ等において、様式第7号（別添参照）により行います。

☐ 現住所又は所在地がある都道府県名の開示・公表を希望します

都道府県名:

☐ 一級技能士等が所属する企業・事業所等の名称の開示・公表を希望します

企業・事業所等名称:

以上の申請内容が事実と相違ないことを誓約します

申請する製品等を製作する一級技能士等氏名（署名） (注6)

注1) 一級技能士等とは、特級技能士、一級技能士、又は単一等級の技能士を指します。

注2) 資格取得年度は西暦・和暦どちらで記載しても構いません。

一人の技能士等が4職種以上の技能検定職種をお持ちの場合等、記入欄が不足する場合、様式は改変せず別紙を添付してください（重複部分についての再記入は不要です。）。

2級以下の資格の記載は不要です。

注3) 成果物や作業風景等の画像を別途提出してください（写真、DVD、CD-ROM、USB等媒体は問いません。）。

（「グッドスキルマークの表示を希望する事業者等の募集要項（平成30年度）」5. (2)④参照）

注4) 別紙「グッドスキルマーク表示に係るガイドライン」を参考に今回申請する製品等へのグッドスキルマーク表示方法を記入してください。

審査対象ではございませんが、認定後に審査委員会より表示方法について留意点等を通知する場合があります。

注5) 申請者が事業主等で上記一級技能士等と異なる場合のみ、今回申請される方の情報を記載してください。

注6) 申請者ご自身のお名前をご記入ください。なお、自署でないものは無効とさせていただきます。

【記入に当たっての留意事項】

1 記入にあたっては、別添（記入例）を参照してください。

2 申請する製品等に複数の一級技能士等が関わっている場合、一級技能士等一人につき一枚の認定申請書を提出してください。

3 「申請種別」については、以下のとおりです。

新 規: 初めて申請される方

追加申請: 過去に別の製品等で認定を受けた方（新たな商品開発等により、今回、追加で二製品目目を追加したい方等）

変 更: 前回登録した申請事項（氏名、現住所、勤務先、技能検定職種等）に変更があった方

登録解除: 過去に認定を受けた方で今回当該認定の解除を希望する方

☆追加申請、変更、及び登録解除の方は保有する認定番号を記載してください。

4 記載必須項目

新規の方は太枠内は全て記入してください。追加申請、変更、及び登録解除の方は以下の項目は必ず記載してください。

追加申請: 「申請日」「※認定番号」「氏名」「印」「今回申請する製品等の概要」及び「今回申請する製品等の詳細な内容・商品名等」「今回申請する製品等へのグッドスキルマーク表示方法」

変 更: 「申請日」「※認定番号」「氏名」「印」及びその他の太枠内のうち、変更・修正する箇所

登録解除: 「申請日」「※認定番号」「氏名」「印」

5 本申請書に関する個人情報、当該事業に係わるものの他には使用いたしません。

グッドスキルマーク認定申請書

(記入例)

申請日 平成 30 年 12 月 1 日

一級技能士等が製作した製品等に表示するロゴマーク(グッドスキルマーク)事務局長 殿

私は以下のとおり、一級技能士等(注1)が技能を駆使した製品等に表示するロゴマーク(グッドスキルマーク)について認定申請を行います。

また、今回申請する製品等は私が自ら下記の技能を駆使し、その製品等の完成までの工程において、私が一貫して関与し、技能を駆使した製品等であることを申告いたします。

なお、公開項目(※印)としたものは、中央技能振興センターが運営・管理するホームページや種々資料等で制度周知のために開示・公表されることを承諾いたします。

*選択項目の場合は、□に✓印又は■を入れてください。

申請種別	☒ 新規	☐ 追加申請	☐ 変更	☐ 登録解除
※認定番号(中央技能振興センター記入欄)				

<申請する製品等を製作する一級技能士等の情報>

ふりがな ※氏名	姓	うめだ 梅田	名	うめの すけ 梅之助		性別	☒ 男 ☐ 女
生年月日	西暦 1971年 1月 1日 [46 歳]						
現住所 全ての申請者が記入	〒132-0000 東京都江戸川区☆□△ ●-●●-●● 電話番号: 03-●●●-●●●● FAX番号: 03-●●●●-●●●● 携帯電話: 090-●●●-●●●● E-mail: u-umeda@●●●●●.ne.jp						
勤務先 自営でなく企業等に所属する場合は記入	名称: 株式会社 若年技能者人材育成社(新宿支店) 〒160-●●●● 東京都新宿区☆□△●-●-● ☆□△ビルディング11階 電話番号: 03-●●●-●●●● FAX番号: 03-●●●●-●●●● 携帯電話: 080-●●●-●●●● E-mail: u-umeda@●●●●●.ne.jp						

※申請する製品等に対して技能を駆使する一級技能士等が所有する技能検定資格(特級・1級・単一等級の種別(注2))

(1)級	(菓子製造)	職種	(和菓子製造)	作業	(平成24)年度取得
()級	()	職種	()	作業	()年度取得
()級	()	職種	()	作業	()年度取得

※今回申請する製品等の概要(注3)

和菓子(餅菓子及び焼き菓子)

今回申請する製品等の詳細な内容・商品名等

餅菓子は、大福餅のうち、白餡とともに苺の果実を包み込んで製作する「いちご大福」。焼き菓子は、丸く焼いた二枚のカステラ生地には赤い小豆餡を挟んで製作する「どら焼き」。

今回申請する製品等へのグッドスキルマーク表示方法(注4)

製品の包装紙への表示、製品への焼印。

【該当する場合のみ記入】＜一級技能士等と申請者が異なる場合の申請者情報＞(注5)

ふりがな 申請者氏名	姓	のうりよく 能力	名	かいはつ 開発	能
事業所情報	名称: 株式会社 若年技能者人材育成社(本社)				
	〒100-●●●● 東京都千代田区☆□△●-●-●				
	電話番号: 03-5253-●●●● FAX番号: 03-3502-●●●● 携帯電話: 080-●●●●-●●●● E-mail: k-nouryoku@●●●●.or.jp				

【該当する場合のみ記入】＜企業・事業所等の名称の開示・公表を希望する場合の申請者情報＞

公開項目(※印)の「一級技能士等氏名」「技能検定資格」及び「申請する製品等の概要」と同様に以下の事項について開示・公表を希望される場合は、□にチェックのうえ、それぞれの欄に記載をお願いします。
 なお、上記開示・公表については、中央技能振興センターが運営・管理を行っているホームページ等において、様式第7号(別添参照)により行います。

☒ 現住所又は所在地がある都道府県名の開示・公表を希望します

都道府県名: 東京都

☒ 一級技能士等が所属する企業・事業所等の名称の開示・公表を希望します

企業・事業所等名称: 株式会社 若年技能者人材育成社

以上の申請内容が事実と相違ないことを誓約します

申請する製品等を製作する一級技能士等氏名(署名) 梅田 梅之助 (注6)

注1) 一級技能士等とは、特級技能士、一級技能士、又は単一等級の技能士を指します。

注2) 資格取得年度は西暦・和暦どちらで記載しても構いません。

一人の技能士等が4職種以上の技能検定職種をお持ちの場合等、記入欄が不足する場合、様式は改変せず別紙を添付してください(重複部分についての再記入は不要です。)

2級以下の資格の記載は不要です。

注3) 成果物や作業風景等の画像を別途提出してください(写真、DVD、CD-ROM、USB等媒体は問いません。)

(「グッドスキルマークの表示を希望する事業者等の募集要項(平成30年度)」5.(2)④参照)

注4) 別紙「グッドスキルマーク表示に係るガイドライン」を参考に今回申請する製品等へのグッドスキルマーク表示方法を記入してください。

審査対象ではございませんが、認定後に審査委員会より表示方法について留意点等を通知する場合があります。

注5) 申請者が事業主等で上記一級技能士等と異なる場合のみ、今回申請される方の情報を記載してください。

注6) 申請者ご自身のお名前をご記入ください。なお、自署でないものは無効とさせていただきます。

【記入に当たっての留意事項】

1 記入にあたっては、別添(記入例)を参照してください。

2 申請する製品等に複数の一級技能士等が関わっている場合、一級技能士等一人につき一枚の認定申請書を提出してください。

3 「申請種別」については、以下のとおりです。

新 規: 初めて申請される方

追加申請: 過去に別の製品等で認定を受けた方(新たな商品開発等により、今回、追加で二製品目目を追加したい方等)

変 更: 前回登録した申請事項(氏名、現住所、勤務先、技能検定職種等)に変更があった方

登録解除: 過去に認定を受けた方で今回当該認定の解除を希望する方

☆追加申請、変更、及び登録解除の方は保有する認定番号を記載してください。

4 記載必須項目

新規の方は太枠内は全て記入してください。追加申請、変更、及び登録解除の方は以下の項目は必ず記載してください。

追加申請: 「申請日」「※認定番号」「氏名」「印」「今回申請する製品等の概要」及び「今回申請する製品等の詳細な内容・商品名等」「今回申請する製品等へのグッドスキルマーク表示方法」

変 更: 「申請日」「※認定番号」「氏名」「印」及びその他の太枠内のうち、変更・修正する箇所

登録解除: 「申請日」「※認定番号」「氏名」「印」

5 本申請書に関する個人情報、当該事業に係わるものの他には使用いたしません。

グッドスキルマーク表示に係るガイドライン

【製品を製造する職種】(大量生産品を除く)

使用可の例	使用不可の例
認定製品の商品タグ	会社で販売している他の商品のタグ
認定製品専用の包装紙、ケース等(認定製品と1対1で対応しているもの)	会社の紙袋、包装紙など他の商品にも使用するもの
認定製品の専用パンフレット、広告、会社の製品パンフレットの該当ページ	会社の紹介のパンフレットや他の商品の掲載ページ
会社のホームページのうち、認定製品が紹介されているページ(認定製品が特定できる場合)	会社のホームページのトップページ
認定商品の製作者や製作過程などの特定する証明書類(製品の保証書や解説書、製作者の紹介書類)	会社の請求書、見積書

【建築系職種】

使用可の例	使用不可の例
認定者が施工する際に氏名が記載された看板など	認定者以外または会社名しか記載されない看板など
認定者の施工例の専用パンフレット、広告、会社の製品又は施工例のパンフレットの該当ページ	認定者の所属する会社の紹介又はパンフレットや他の商品の掲載ページ
認定者の施工例が紹介されているホームページ(特定できる場合)	認定者の所属する会社のホームページのトップページ
認定者の施工例の製作者や製作過程などの特定する証明書類(製品の品質保証書や解説書、製作者の紹介書類等)	認定者の所属する会社の請求書、見積書

【サービス等の役務提供職種】

使用可の例	使用不可の例
認定者がサービスを提供する際に提示する書類など	認定者以外及び会社がサービスを提供する際に提示する書類など
認定者が記載されている専用パンフレット、広告の該当ページ	会社の紹介のパンフレットや他の商品の掲載ページ
認定者のサービスが紹介されているホームページ(サービスが特定できる場合)	会社のホームページのトップページ
認定者のサービスなどが特定できる書類(調理職種における献立など)	認定者が所属する会社のメニューなど

平成 年 月 日

(申請者氏名) 様

グッドスキルマーク 事務局長

グッドスキルマーク申請製品等に対する認定通知書

特級技能士、一級技能士又は単一等級の技能士（以下「一級技能士等」という。）が技能を駆使した製品等に表示するロゴマーク（以下「グッドスキルマーク」という。）について、平成 年 月 日付で 様より申請いただきましたグッドスキルマーク申請製品等

（関連職種：職種番号●●●（職種名）（等級）●級）につきまして、認定いたしましたので、通知致します。

認定番号 20●●-●●-●●●-●●●
(西暦元号) (都道府県) (職種) (通し番号)

なお、実際にグッドスキルマーク申請製品等にグッドスキルマークを印刷・添付・貼付・刻印・掲示等する際には、別冊として添付した「GOOD SKILL マーク デザインコントロールマニュアル」に従って処理いただきますよう宜しくお願い致します。

＜お問い合わせ先＞

グッドスキルマーク事務局

【平成 30 年度】

〒160-8327

東京都新宿区西新宿 7-5-25

西新宿プライムスクエア 11 階

中央技能振興センター グッドスキルマーク事務局

(中央職業能力開発協会 技能振興部

技能者育成支援室 育成支援課)

メール：s-magami@javada.or.jp

電話：03-6758-2904／2905

Fax：03-3365-2717

グッドスキルマーク 認定証

認定番号 20〇〇-〇〇-〇〇〇-〇〇〇

【製品等の概要】

〇級技能士 (氏名) 〇〇 〇〇 殿

貴方が「(職種名) 〇〇〇〇〇 (等級) 〇級」の技能を駆使している上記認定番号の製品等は、以下のグッドスキルマークを表示することが適当である旨を認定いたします。

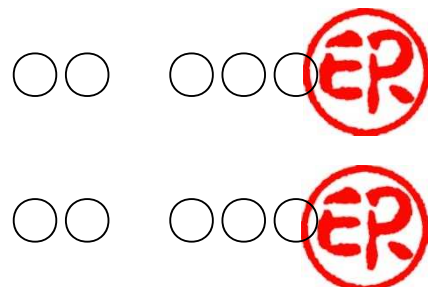


GOOD SKILL

平成〇年〇月〇日

厚生労働省 人材開発統括官

グッドスキルマーク事務局長



平成 年 月 日

(申請者氏名) 様

グッドスキルマーク事務局長

グッドスキルマーク申請製品等に対する否認通知書

特級技能士、一級技能士又は単一等級の技能士（以下「一級技能士等」という。）が技能を駆使した製品等に表示するロゴマーク（以下「グッドスキルマーク」という。）について、平成 年 月 日付で 様より申請いただきましたグッドスキルマーク申請製品等（関連職種：職種番号●●●●（職種名）（等級）●級）につきまして、次の否認理由により残念ながら認定に至りませんでしたので通知致します。

なお、今後、否認理由を改善できた際には再度申請頂くなど、引き続き人材開発行政に一層の御理解・御協力をいただきますよう、宜しくお願い申し上げます。

【否認理由】

- ☐ 一級技能士等が製品等の完成までの全工程において一貫して関与し、技能を駆使した製品等であると認められなかった。
- ☐ その他（ ）

<お問い合わせ先>

グッドスキルマーク事務局

【平成 30 年度】

〒160-8327

東京都新宿区西新宿 7-5-25

西新宿プライムスクエア 11 階

中央技能振興センター グッドスキルマーク事務局

（中央職業能力開発協会 技能振興部

技能者育成支援室 育成支援課）

メール：s-magami@javada.or.jp

電話：03-6758-2904／2905

F a x：03-3365-2717

グッドスキルマーク使用契約書（案）

年 月 日

グッドスキルマーク事務局長 田邊 俊秀（以下「甲」という。）及び（以下「乙」という。）は、グッドスキルマーク事業実施要領等の定めるところにより、乙の申請を受けて甲が認定した製品等（以下「グッドスキルマーク認定製品等」という。）に係る特級技能士、一級技能士又は単一等級の技能士（以下「一級技能士等」という。）が技能を駆使した製品等に表示するロゴマーク（以下「グッドスキルマーク」という。）の使用に関して、以下のとおり使用契約（以下「本契約」という）を締結する。

（表）

一 グッドスキルマーク認定番号	20●●-●●-●●●-●●●
二 関連職種番号・職種名・等級	
三 グッドスキルマーク認定製品等の概要	
四 本契約の有効期間	

（趣旨）

第1条 本契約は、乙がグッドスキルマーク認定製品等にグッドスキルマークを表示することにより、直接、消費者に対して、一級技能士等が技能を駆使した製品等について、技能が活かした付加価値の高い製品等であることを広く周知することを目的とする。

（グッドスキルマーク使用の許諾と譲渡等の禁止）

第2条 甲は、乙に対し、本契約の定めるところにより、グッドスキルマーク認定製品等についてグッドスキルマークの印刷・添付・貼付・刻印・掲示等による使用を許諾する。

2 乙は、甲の書面による事前の承諾なくして、本契約に定めるグッドスキルマークの使用に関する全部又は一部の権利を第三者に譲渡若しくは転貸し、又は代理使用を許諾してはならない。

（グッドスキルマーク事業実施要領等の遵守義務）

第3条 乙は、本契約の各条項のほか、甲において別に定める「グッドスキルマーク事業実施要領」、「一級技能士等関与製品等の証明方法」、「グッドスキルマーク使用規程」、「グッドスキルマークの表示を希望する製品等の募集要項（平成30年度）」、「GOOD SKILL マーク デザインコントロールマニュアル」等（以下「グッドスキルマーク事業実施要領等」という。）を遵守しなければならない。

2 乙は、乙から出荷されたグッドスキルマーク認定製品等について、販売委託会社等も同様にグッドスキルマーク事業実施要領等を遵守するよう配慮しなければならない。

3 乙は、グッドスキルマーク事業実施要領等が、甲において定める手続に従って改廃された場合には、その改廃後のグッドスキルマーク事業実施要領等を遵守しなければならない。

(グッドスキルマーク及び本契約の有効期間)

第4条 グッドスキルマーク認定製品等に関するグッドスキルマーク表示の有効期間（以下「グッドスキルマーク有効期間」という。）及び本契約の有効期間は、本契約の契約締結日から起算して10年間とし、本契約の締結日はグッドスキルマーク申請製品等に対する認定通知書の発信日とする。

(グッドスキルマークの無断使用の禁止)

第5条 乙は、使用許諾を得たグッドスキルマーク認定製品等以外にグッドスキルマークを使用してはならない。

2 グッドスキルマーク有効期間終了後、乙はグッドスキルマークを使用してはならない。

(グッドスキルマークの不適正使用の禁止)

第6条 グッドスキルマーク認定製品等について、グッドスキルマーク表示の対象となる製品等の範囲（以下「グッドスキルマーク対象範囲」という。）である、①技能検定職種による技能と関係のある技能を駆使した製品等であること、②一級技能士等が製品等の完成までの全工程において一貫して関与し、技能を駆使した製品等であること、のいずれかひとつでも満たさないと甲が認める場合、乙は当該グッドスキルマーク認定製品等について、グッドスキルマークの使用を停止しなければならない。

(不当な表示等の回避)

第7条 乙は、グッドスキルマークの使用にあたり、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）その他の関係法令を遵守するとともに、関係法令に違反する場合、又は消費者に誤解を与えるような表示を行ったと認められる場合には、乙はグッドスキルマークの使用を停止しなければならない。

2 乙は、乙から出荷したグッドスキルマーク認定製品等について、販売委託会社等が不当又は不適正なグッドスキルマークの表示等をするこないよう配慮しなければならない。

(事故時の対応)

第8条 グッドスキルマーク認定製品等について事故が発生した場合、乙は甲に対し、その事故の内容及び対策を、当該事故の発生した日から1週間以内に書面により報告し、また、対応が終了するまで適時に報告しなければならない。

2 甲は、グッドスキルマーク認定製品等により発生した事故等により当該事故等に係る被害者等から損害の賠償等を請求された場合、乙に対して当該賠償額の全額又は一部について請求することができる。

(報告徴収・調査・現地監査)

第9条 甲は、グッドスキルマーク事業の適正な実施を図るため、乙に対し、グッドスキルマークの使用状況等について報告及び説明を求め、又は、乙の本店、営業所、取引業者、関連会社等への立入りを含む調査をすることができる。

2 甲は、乙に無断使用、不適正使用、又はグッドスキルマーク事業実施要領等の不遵守の疑いがあると認めるときは、乙に対し、必要な報告を求め、又は、自ら現地監査を行うことができ、乙はこれに協力しなければならない。

3 前2項の場合において、甲は、乙の取引業者その他関係者に対して、必要な問い合わせ等を行うことができるとともに、乙はこれに必要な協力をしなければならない。

(誤使用の場合の是正及び公表)

第10条 乙がグッドスキルマークを誤って使用した場合、甲は乙に対し、速やかな是正を求めることができる。

2 乙が前項の是正要求に従わない場合には、甲は、乙がグッドスキルマークを誤って使用した事実について、乙による自主的な公表を求め、又は甲自ら公表することができる。

(無断使用及び不適正使用の場合の公表)

第11条 乙がグッドスキルマークを無断使用した場合、又はグッドスキルマーク対象範囲をいずれか一つでも満たさない製品等にグッドスキルマークを使用した場合、甲は乙に対し、当該事案について、乙による自主的な公表を求め、又は甲自ら公表することができる。

(不正使用通報協力義務)

第12条 乙は、第三者がグッドスキルマークを不正に使用する事実を知ったときは、当該第三者の名称、所在、製品名、不正使用の内容を甲に報告しなければならない。

(契約の解除等)

第13条 甲は、下記(1)～(13)に該当する場合、グッドスキルマークの使用停止、使用契約の解除、グッドスキルマーク認定製品等の認定の取消し、その他必要な法的措置等をとることができる。

具体的には、下記(1)～(3)に該当する場合には、ただちにグッドスキルマークの使用を停止するので、乙は一級技能士等の関与や形状の是正等が確認されるまでの間、グッドスキルマークを使用しないこと。

下記(1)、(2)に該当し一級技能士等の関与等が確認できなかった場合であって、乙が甲からの是正の求めに応じない若しくは是正不能である場合、又は(3)に該当し是正不能である場合には、甲と乙はグッドスキルマーク使用契約を解除し、契約解除の原因となった事由に該当することとなった日以降、乙が使用したグッドスキルマークは無効とする。

下記(4)～(8)に該当する場合には、甲と乙はグッドスキルマーク使用契約を解除し、契約解除の原因となった事由に該当することとなった日以降、乙が使用したグッドスキルマークは無効とする。

下記(9)～(12)に該当することが判明した場合には、甲は認定日に遡って乙の認定を取り消すものとする。

下記(13)に該当する場合には、その態様によって(1)～(12)と同様に取扱うものとする。

【グッドスキルマークの使用停止、使用契約の解除及び取消事由】

- (1) 申請時点と異なる製造工程や製造方法を導入した等の場合であって、その全工程に渡って一貫して一級技能士等が関与しているか改めて確認が必要と認められる場合
- (2) 申請時点と異なる形状、品質であって、その全工程に渡って一貫して一級技能士等が関与しているか改めて確認が必要と認められる場合
- (3) グッドスキルマークの形状や表示すべき文字を改変して使用した場合
- (4) 申請時点と製造工程や製造方法等に変更はなくとも、その製品等の全部又は一部に一級技能士等が関わらなくなった場合
- (5) 会社の合併、分社化、製品等のライセンスの売却などにより、認定事業者等とは異なる事業者等がその製品等の製造に携わることとなった場合
- (6) 法令の改廃等により関係法令の基準を満たさなくなった場合
- (7) 会社更生、破産、民事再生等の申立を受け、又は、自らその申立をなしたとき
- (8) 手形の不渡処分、公租公課の滞納処分、又は、差押等の強制執行を受けたとき
- (9) 不正にグッドスキルマークを使用した場合

不正にグッドスキルマークを使用するとは、グッドスキルマーク認定製品等以外の製品等にグッドスキルマークを表示した場合、グッドスキルマークを他の事業者に譲渡し使用させた場合、認定の目的と異なる使用方法により使用する場合、グッドスキルマークの表示の対象となった製品等以外の製品等についてグッドスキルマークが表示されていると故意に誤解を与える方法により宣伝等を行った場合等が該当する。

なお、有効期間の満了までの間にグッドスキルマーク事業実施要領等の改定が行われた場合であっても、当該製品等が審査時の認定要件を満たしている限り、その認定は有効となる。

(10) 本契約に定める報告義務を怠り、又は、甲の調査若しくは現地監査を妨げたとき

(11) 不適切な販売方法等により消費者の信頼を失うなどグッドスキルマークの信用を傷つけたとき

(12) 虚偽の記載等により申請を行った場合又は法令の違反等により認定要件を満たしていない場合

(13) 本契約の各条項のいずれかに違反したとき、その他事務局長がグッドスキルマークの使用が適当でないと認める場合

(情報の取扱い等)

第 14 条 甲及び乙は、本契約の履行に際し知りえた相手方に関する非公知の情報については、本契約の履行またはグッドスキルマーク事業の遂行の目的以外には使用せず、他に開示・漏洩しないものとする。ただし、グッドスキルマーク事業の普及・啓発のため、甲は、グッドスキルマーク認定製品等に関する認定番号、認定年月日、認定製品等に対応する職種名（職種番号、等級を含む）、一級技能士等の氏名及び所在地（都道府県名）、製作事業所名及び所在地（都道府県名）、並びに認定製品等の概要について、甲が運営・管理するホームページ等で広く一般に公表することとする。

2 甲及び乙は、本契約の履行に際し入手した、個人情報の保護に関する法律第 2 条に定める個人情報については、同法の定めに従って適正に取扱うものとする。

(協議)

第 15 条 本契約上の疑義及び本契約に定めのない事項について生じた疑義等については、甲乙協議のうえ解決するものとする。

本契約の成立を証するため、本契約書 2 通を作成し、甲・乙がそれぞれ署名又は記名押印のうえ、甲・乙各 1 通を保有するものとする。

甲 東京都新宿区西新宿 7-5-25

西新宿プライムスクエア 11 階 中央技能振興センター内

グッドスキルマーク事務局長 田邊 俊秀

乙 所在地

団体名等

代表者名

グッドスキルマーク認定製品等台帳(記載例)

[illegible]

(※1)職業能力開発促進法施行規則別表第13の3の3において規定される検定職種順に付与したもの

(※2)申請した一級技能士等の住所または当該一級技能士等が所属する事業所所在地の都道府県名